|  |
| --- |
| 千葉県宅地建物取引業協会　船橋支部 会員各位紹介する物件情報を商工振興課宛ご連絡ください。船橋市経済部商工振興課担当： 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25　　　 TEL:047-436-2472 FAX:047-436-2466EMAIL:shokoshinko@city.funabashi.lg.jp |
| 受付日 | 令和　　年　月　日 | 受付番号（商工振興課で記入します） | 令和　　年　号 |
| 船橋市内空き店舗・事業所等斡旋希望票 |
| 業種・業務内容 |  |
| 空き店舗・事務所・貸工場・工場用地・（　　　　　　） |
| 希望沿線・エリア（商店街名） | （　　　　　　　　）線　　・　（　　　　　　）エリア |
| 予算 | 賃料 円保証金等　　　　　 か月 | 購入希望額 億 円 |
| 面積 |  | 階数 | 　 |
| 必須要件・その他要望（最寄駅から徒歩何分　など） |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 要望時期 | 早急　　　・　　　　か月以内 |
| ・・・以下の情報は、商工振興課でのみ使用します。・・・ |
| 連絡先(会社名など) |  | 担当者名 |  |
| 住所 | 〒　　‐　　　　 |
| 電話番号 |  （　　　）　　　　/携帯　　　（　　　） |
| メールアドレス | 　　　　　　　　　　　@ |

**工場用地空き店舗、事業所等斡旋希望票のご利用にあたっての注意事項**

１、掲載物件の取引交渉や契約について、船橋市が関与する事や当事者となることはありません。

２、掲載物件に関する問い合わせは、仲介先の業者までお願いします。

３、船橋市は物件の確認、所有者等との取引交渉及び契約、事業所等の建設において生じたトラブルについては一切責任を負いません。

４、提供情報はお知らせした後で変更が生ずる場合がありますので、予めご了承ください。

５、土地・建物の売買・賃貸借の際には、建築基準法・都市計画法関係法令や船橋市の条例・規則等を遵守していただく必要があり、直接関係機関までお問い合わせ願います。

また、事業所等の建設に当たっては法令の遵守と共に周辺住民への配慮をしてください。